

互助会の トラブるは 厄介だ。



みつわに、
すべて、
お任せください。



メモリアルホールみつわ
Memorial Hall Mitsuwa

互助会の『解約』でお困りの方へ

解約は簡単です

みつわ(代理人)が解約の手続きをする場合

入会している互助会に、解約を申し出ます

①. 解約にあたり、必要な書類等をご用意いただきます。

- ◎互助会積立証書(1部) ◎互助会解約に関する弊社への委任状(1通)
- ◎互助会の名義人様の印鑑登録証明書(1通) ◎互助会の名義人様の印鑑
- ◎振込口座番号(解約金を振り込む先) ※郵便局の通帳へはお振り込みはできません

②. 代理人である弊社が、互助会へ書類を送付いたします

③. 互助会より下記書類が、弊社へ送付されます

- ◎解約手続きのご案内(1通) ◎解約届(1通) ◎互助会入出金一覧(1部)

※ごく稀に、互助会より直接名義人様のご自宅へ送付される場合がありますが、解約手数料の補填の関係上、弊社でも把握する必要がありますので、万が一ご自宅に直接届いた際にはご連絡ください。

→ **Tel.0267-92-1123**

④. 必要事項を記入した解約届を互助会に送付いたします

⑤. 解約届送付後、45日以内に口座へ積立金が振り込まれます

⑥. 解約手数料分を、弊社の金券にて補填いたします



～解約手続き終了となります～

積立金の返金額について

加入者本人が解約手続きをした場合



解約手数料が差し引かれます

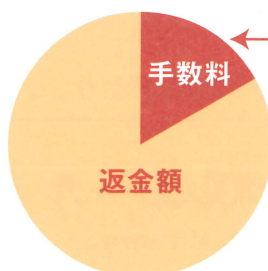
- 掛金「2千円×120回=24万円」の場合
振込回数が9回未満だと**払戻金は0円**。
満期の場合でも**16.5%(約4万円)の手数料**が必要となります。
- 掛金「3千円×120回=36万円」の場合
振込回数が7回未満だと**払戻金は0円**。
満期の場合でも**13.6%(約5万円)の手数料**が必要となります。

※冠婚葬祭互助会モデル約款(平成12年12月制定)より

みつわ(代理人)が解約手続きをした場合



積立金100%保証



みつわなら、
解約手数料を
保証します。
積立金を
全額保証します



互助会解約の流れ

1. 解約にあたり、必要な書類等をご用意いただきます

◆解約手続きにあたりご用意いただくもの

- 互助会積立証書 1部
- 互助会解約に関する弊社への委任状 1通
- 互助会の名義人様の印鑑登録証明書 1通
- 互助会の名義人様の印鑑
- 振込口座番号(解約金を振込む先)

※郵便局の通帳へはお振込みはできません

2. 代理人である弊社が互助会へ書類を送付いたします

3. 互助会より下記書類が弊社へ送付されます

- 解約手続きのご案内 1通
- 解約届 1通
- 互助会入出金一覧 1部

※ごく稀に、互助会より直接名義人様のご自宅へ送付される場合がありますが、解約手数料の補填の関係上弊社でも把握する必要がございますので、万が一ご自宅に直接届いた際にはご連絡下さいませ

みつわ TEL 0267-92-1123

4. 必要事項を記入した解約届を互助会に送付いたします

5. 解約届送付後、45日以内に口座へ積立金が振り込まれます

6. 解約手数料分を、弊社の金券にて補填いたします

～ 解約手続き終了となります ～



委任状

私 は、篠原 耕一に互助会解約を委任します。

平成 年 月 日

[本人] 住所

氏名

[代理人] 住所 南佐久郡小海町大字千代里3222

氏名 篠原 耕一

地域で一番「ありがとう」と、言われる会社を目指しています。



メモリアルホールみつわ

Memorial Hall Mitsuwa

〒384-1105 南佐久郡小海町千代里3222

◎365日24時間受付

tel.0267-92-1123

<http://www.e-so-gi.com/>